

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和7年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	林務部森林づくり推進課
指定管理者	一般社団法人 長野県猟友会

1 施設名等

施設名	長野県営総合射撃場	住所 電話 ホームページ	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 0266-43-3322 http://www.keneishaiou.jp/
-----	-----------	--------------------	--

2 施設の概要

設置年月	平成6年6月	根拠条例等	長野県営総合射撃場条例
設置目的	猟銃の適正な取扱いの習得及び射撃技術の向上を図ることにより、狩猟による事故を防止し、県民の安全に寄与することを目的として、射撃の実技訓練の場を提供するため。		
施設内容	管理研修棟 1棟 (大研修室、小研修室、ロッカー、事務室) クレー射撃場 2面 (シングルトラップ、ダブルトラップ) スキート射撃場 2面 (うち1面はラビット併設) ライフル射撃場 1面 (100m) 空気銃射撃場		
利用料金	入場料:500円(別途クレー代・保険料等が必要)		
開所日	毎年4月1日～11月30日、毎週 月・火曜日休業		
開所時間	8:30～17:00		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	直営・管理委託 指定管理・その他()	社団法人 長野県猟友会
平成18～23年度	直営・管理委託 指定管理・その他()	社団法人 長野県猟友会

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般社団法人 長野県猟友会	指定期間	令和4年4月31日 ～令和9年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)・非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和7年度(A)	令和6年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
0千円	0千円	0千円	
	増減理由		

6 指定管理者が行う業務

①施設及び設備の維持管理に関する業務
②長野県営総合射撃場の利用の許可に関する業務
③長野県営総合射撃場の利用に係る料金に関する業務
④上記①から③までに掲げる業務に付帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	608	515	658	540	926	632	1,087	0	冬季休業				4,966
令和6年度(B)	574	476	800	518	714	638	1,073	381					5,174
(A)/(B)	105.9	108.2	82.3	104.2	129.7	99.1	101.3	0.0	—	—	—	—	96.0
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	304	258	329	270	463	316	544	0	冬季休業				2,483
令和6年度(B)	284	208	190	261	415	355	498	242					2,453
(A)/(B)	107.0	123.8	173.2	103.4	111.6	89.0	109.1	0.0	—	—	—	—	101.2
増減要因等													

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有 ☒ 無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和7年度(A):152日 令和6年度(B):174日	令和7年度(A): 8:30~17:00 令和6年度(B): 8:30~17:00	有 ☒ 無	※令和7年度は改修工事のため11月は休業

(5) サービス向上のため実施した内容

①職員研修の実施(個人情報の取扱い、各種施設の取扱い) ②ホームページを利用した予約状況等の情報提供を実施 ③管理研修棟内の掲示板による予約状況、射撃大会及び講習会等の開催についての情報提供を実施 ④利用者及び関係団体への各種案内やパンフレットの配布を実施 ⑤軽食、狩猟関係用品等の販売 ⑥教習射撃及びライフル銃の所持許可の新規取得者を対象にした講習会の実施
--

(6) その他実施した取組内容

①自主的に設置したテラスの周辺に葎(よしず)などの日除け対策を行った。 ②職員などにより、定期的に射撃場までの道路の草刈り、花の植栽等管理棟周辺の環境美化を行った。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

施設内及び周辺の環境整備が的確に行われていることや、従業員の対応の良さから、利用者からは、満足度が高い評価を得ている射撃場と言われている。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指 定 管 理 者	所 管 課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営ができた。	協定書に基づき、年度当初の事業計画に沿った管理運営を実施したと認められる。 また、改修工事のため、1カ月休業した上で、令和6年度より利用者数が増加しており、施設の設置目的を十分発揮したことが認められる。	A
平等な利用の確保	利用予約は先着順で受け付ける等、平等な利用を確保することができた。	利用者に対して平等な利用確保を行ったと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	閉場中に技能講習、教習射撃及び新規のライフル銃所持許可者への講習会を実施し、利用者から感謝されるとともに、狩猟者確保の取組に繋がった。	銃砲所持許可のための射撃講習等の開催など利用者のニーズに応じた自主事業が実施されており、利便性の向上が認められる。	B
自主事業	計画書に基づく自主事業を実施することができた。	施設の設置目的に沿った自主事業が計画書通りに実施されている。	B
職員・管理体制	事業計画に基づく職員配置を行った。 (事務局3名、従業員4名)	事業計画に基づいた職員配置が行われている。	B
収支状況	収入25,995千円に対し、支出は25,952千円であり、43千円の黒字であった。 小規模な修繕、射撃場までのアクセス道路や施設周辺、フィールド内の草刈等を職員で行う等、経費削減に努めた。	利用者の視点に立った施設の適切な管理運営及び経費削減が見られる。	B
総合評価	技能講習、教習射撃等の講習会を閉場日に実施することにより、利用者の利便性を向上させることができた。 各射面に射撃指導員を配置し、丁寧な猟銃取扱や射撃マナーの指導を行った。 長野県営総合射撃場管理運営委員会のメンバー等により、施設内の排水溝の清掃、施設周辺の草刈りを定期的に行うなど、大雨等に備えた取り組みを行った。	堅実な管理運営がなされ、利用者の視点に立った対応が評価できる。今後も利用者が快適かつ安全に利用できる管理運営に期待する。	B

＜評価区分＞ A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
施設の管理運営の課題	老朽化が認められる施設の維持のため、自主的な補修、改修等に努めているが限界があり、計画的な改修の検討が必要となってきている。 国民スポーツ大会の準備について、本来の設置目的である「狩猟事故の防止」や一般の利用者に支障が生じない運営が必要となる。	建設から30年経過し、設備の老朽化が認められることから、計画的な維持補修を進めていく必要がある。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和6年11月20日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
①野生鳥獣被害対策の一環として狩猟者の人材確保は、狩猟者の高齢化、減少化のなかにあって喫緊の課題であるため、県として捕獲対策の担い手である銃猟狩猟者数の目標値を施設の設置目的に採用し、狩猟者の確保を図ると共に、当施設の利用者数の増加に努められたい。 ②施設の利用を促進するため、SNSを活用し利用者に情報発信を促す施策を講じられたい。	②ホームページで施設に関する情報発信を行っているところですが、SNSの活用についても引き続き検討してまいります。	①狩猟者の射撃訓練の場を提供していることから狩猟者を育成する役割も有していますが、本施設の管理運営のみが狩猟者の確保に寄与しているのではなく、総合的な野生鳥獣行政の取組みにより狩猟者の確保を図っています。よって、施設の設置目的に銃猟狩猟者数の目標値を採用するのは不適当と考えます。なお、引き続き、指定管理者と連携することで施設利用者の増加に努めてまいります。
①モニタリング要領に記載されている利用者満足度調査の内容が十分とは言えない。利用者のニーズを把握するためにもアンケート内容等の改善が必要である。	①利用者満足度調査の内容を見直しました。利用者のニーズを積極的に把握できるよう努めてまいります。	
①管理運営は、利用料収入と自主事業により賄われてるが、人件費は臨時職員賃金等となっており、管理者役員は無報酬でボランティア的に労力が提供されている。自主事業における指導員も同様の状態で利用者からも別途使用料を徴収していない状況である。施設の安定的な維持のために適正な収支を検討されたい。 ②職員の報酬が適正になるよう(ボランティアに頼ることのないよう)、県の予算(委託料等)の要求を積極的にするようにして欲しい。 ③設置場所の特性と民間施設では対応できない役割を担った施設として、県外利用者数は全利用者数の約24%を占めることから、県外利用者の利用料について当該者の利用理由等を勘案の上、便益に伴った応分の負担(県内・県外者別の利用料体系)を検討されたい。 ④事業計画書と事業報告書で金額の単位の相違、科目の相違があり、一見して理解しにくい内容となっていること、また、事業報告書の記載内容に明らかな誤りがあることは改善が必要である。	①安全狩猟の推進の目的を損なわない中で可能な対応について、県とも協議を進めてまいります。 ④御指摘を受け、記載内容の改善を図りました。	②施設の管理運営にかかる経費は利用料金及び自主事業の収入を持って充てることとなっているため、県から委託料等を支払うことはできません。利用料収入が増加するよう、引き続き、県としてもPRを行ってまいります。 ③利用料については、県内の他施設と同程度とし、利用者確保に努めているところです。よって、現時点では利用料の増額は利用者確保の観点で好ましくないと考えています。